

# 市役所からのお知らせ

<https://www.city.noshiro.akita.jp>

- **本庁舎 (代表☎52-2111)**  
〒016-8501 能代市上町1-3
- **二ツ井町庁舎 (代表☎73-2111)**  
〒018-3192 能代市二ツ井町字上台1-1

## 11月の納税相談

### 国民健康保険税 第5期

- ・納付は市役所のほか、金融機関やコンビニ、郵便局でも行えます。
- ・便利で納め忘れのない口座振替をおすすめします。



市内で空き家を所有する方が売却や賃貸を希望する物件を登録し、移住希望者などへ情報提供する事業の円滑な推進のため10月6日、市役所で秋田県宅地建物取引業協会と「空き家バンク事業による空き家の仲介等に関する協定」を締結しました。この協定の締結により、市と同協会の役割を明確にし、より適正な手続きや取引が行われることとなります。

**市税などの納め忘れはありませんか**  
**11月は納税強調月間です**  
金曜日の夜間延長窓口のほか、この期間は税務課で土・日曜日の相談窓口を開設します。市税や国保税の納め忘れがあり、日中納税できない方や納税について相談したい方などはご利用ください。

税務課	地域局 総務企画課
夜間延長窓口 毎週金曜日 午後7時まで	
休日窓口 土・日曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	
※税務課の相談窓口は2日(土)・4日(月・祝)にシステム更新のため休みます。	

**問合せ**  
収納対策室 ☎89・21128  
地域局総務企画課 ☎73・21112

**農地を農地以外の用途に利用したい方へ**  
**農振除外の申し出を受け付けます**  
農業振興地域内の農用地区域内にある農地を、農地以外の用途に利用する場合は、農振除外手続きと農地転用の許可が必要です。除外手続きにはおおむね6カ月程度の期間を要します。

なお、農振除外の申し出を

受け付けても、関係機関との協議の結果、除外できないことがあります。  
期間 11月1日(金)～29日(金) (閉庁日除く)  
**問合せ**  
農業振興課 ☎89・21182  
地域局環境産業課 ☎73・4500

**住民票マイナンバーカード・印鑑証明書  
旧姓(旧氏)を併記できます**  
11月5日から住民票やマイナンバーカード、印鑑証明書に旧姓(旧氏)を記載できるようになります。  
マイナンバーカードへ旧姓を記載した場合は、契約などの証明となったり、就職や職場での身分証明書としても活用できます。  
併記には届け出が必要です。併記に関する条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。  
**持参するもの** 戸籍謄本など ※市内に本籍のある方でも戸籍謄本が必要です。  
**問合せ**  
市民保険課 ☎89・21133  
地域局市民福祉課 ☎73・21114

## 古着などを回収します

**11月10日(日)**  
**午前8時～11時**  
**場所**  
●山田久志サブマリンスタジアム (能代球場) 駐車場  
※国道側から左折で侵入すること  
●市役所二ツ井町庁舎駐車場  
**問合せ** 環境衛生課 ☎89・2172

ごみの減量化・リサイクルを推進するため、不要となった衣類など古布類を回収します。回収した古布類は、リサイクル事業者へ引き渡し、海外へ中古衣料として輸出され、リサイクルされます。

**出し方** 透明や半透明の袋に入れてください。(市指定ごみ袋以外でも可) 靴やかばんは衣類とは別の袋にしてください。

**回収するもの**  
●洋服/着物/帯/セーター/男女下着類/ブラジャー/シヨーツ/体育着/スーツ/制服/ズボン類/ジャンパー/コート(毛皮・ダウンも可)  
○子供服/タオル/タオルケット/ハンカチ/毛布/カーテン/風呂敷、シャツなど家庭から出される衣料品全般  
○かばん、バッグ、スニーカー、革靴、ぬいぐるみ(種類ごとに袋に入れる)

**回収しないもの**  
ペットに使用したもの全般/布団/座布団/糸くず/枕/毛糸/紙おむつ/濡れているもの/汚れているものなど

**注意点**  
●出す前に必ず洗濯をお願いします。(クリーニング不要)  
●ボタンや金具は取り外さないでください。(つけたままでも可)  
●社名や氏名が書かれているものは切り取ったりしないでください。  
●古布類以外のものは入れないでください。